令和７年２月18日
報道発表資料
川崎市（建設緑政局）

令和7年度多摩川河川敷の新たな利活用に向けた社会実験「カワノバ」の運営事業者を公募します！

川崎市では、小田急電鉄と連携しながら、令和４年度より多摩川の利活用社会実験「登戸・多摩川　カワノバ」を実施しています。この度、令和７年度多摩川河川敷の新たな利活用に向けた社会実験「カワノバ」の運営事業者を公募します。

社会実験の実施によりバーベキュー利用者によるごみの不法投棄等の地域課題は改善されつつあるものの、今後も継続的な地域課題の解決及び事業性の確保が必要となります。そのため、令和７年度は区域を拡大するとともに、「カワノバ」の実施主体となる運営事業者を募集し、令和８年度以降の長期間の民間活力の導入を見据え、より一層の市民サービスの向上や効率的・効果的な管理運営等の検証を行うものです。

【公募の概要】

１　**募集内容**：社会実験「カワノバ」の運営事業者　１社（１団体）
- バーベキュー・キッチンカー事業運営
- 企業、地域団体等のイベント等による活用の利用調整、管理運営
- 各事業により得られた収益により日常清掃等、適正管理

（親子ヨガとキッチンカー）

（高架下でのイベントの実施）

（スケートボード体験会）

２　**事業期間**：河川法に基づく許可を受けた日から令和８年３月頃まで

３　**対象区域**：川崎市多摩区登戸 3653 周辺の河川敷（下図赤枠周辺）

	カワノバエリア	カワノバ周辺エリア
主な要求水準	・イベント利用等の募集及び調整 ・区域の日常清掃及び除草 ・火気使用ルール等の注意啓発 ・出水時の工作物の撤去等	・区域の見回り ・火気使用ルール等の注意啓発

〔Ａ・Ｂエリア〕
バーベキュー事業の実施が基本（その他利用も可）
〔Ｃ・Ｄ・Ｅエリア〕
イベント利用を想定（Ｃはコンクリート広場）

４　今後の予定

募集要項の公表	令和７年２月１８日（火）から
企画提案書の受付	令和７年３月　４日（火）まで
事業候補者の決定	令和７年３月１１日（火）頃
協定締結	令和７年３月後半
運用開始	令和７年４月頃

※公募関係資料等の詳細は以下のホームページに掲載しております。

https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000174178.html

【問合せ先】

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課　坂

電話：044 - 200 - 0510